静岡県東部総合庁舎食堂事業者及び弁当等販売事業者
募集要項

一般財団法人静岡県職員互助会

1　募集目的

静岡県東部総合庁舎を利用する県民及び勤務する職員に対し、食事等を提供する食堂を運営する事業者を募集します。なお、食堂の運営は従来の食堂形式を基本としますが、喫茶を中心とし軽食を提供する方式や、食事の提供と併せて弁当やパン等を販売する方式も可能です。

2　東部総合庁舎本館及び別館の概要

	本　館	別　館
(1) 設置	昭和 47 年２月	昭和 56 年１月
(2) 所在地	沼津市高島本町１－３	沼津市高島本町１－３
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階	鉄筋コンクリート造　地上５階
(4) 延床面積	10,678.27 ㎡	2,248.78 ㎡

(5) 施設内容

階	本　館　用　途		別　館　用　途
8 階	沼津土木事務所		
7 階	東部農林事務所		
6 階	沼津土木事務所		
5 階	沼津財務事務所		第６会議室、第８会議室、第９会議室
4 階	東部健康福祉センター、発達障害者支援センター（東部）、東部児童相談所、東部知的障害者更生相談所		第２会議室（和室）、第３会議室 第４会議室、第５会議室
3 階	東部出納室、東部方面本部室、**食堂** ワークステーション、第１会議室		静東教育事務所
2 階	東部地域局、伊豆観光局 東部保健所、行政資料コーナー	連絡通路	ナースセンター東部支部 婦人センター事務室、第１会議室
1 階	ロビー、機械室、職員組合東部支部 土地改良事業団体連合会		運転手控室

(6) 開庁時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分

（午後７時以降は身分証明書提示により入庁可）

(7) 閉庁日　　土曜日、日曜日
国民の祝日に関する法律に関する休日
年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）

(8) 職員数　　東部総合庁舎全体　約 670 人年（令和８年４月現在）669

３　食堂施設の現況

食　堂	
場　　所	本館３階
面　　積	食堂 134.97 ㎡、厨房 59.24 ㎡　等（※）
客　　席	47 席（最大 87 席）
厨房備品	別紙１のとおり
営業時間	11 時 30 分～13 時 30 分
＜年間売上食数＞（一日平均食数）	
令和６年度	9,446 食（39.7 食）
令和７年度	8,941 食（38.3 食）

※年間売上食数欄のうち括弧内の数値は、１日平均売上食数
※食堂、厨房の他、倉庫や更衣室、事務室があります。

４　応募資格

応募者は、次の項目すべてを満たすことが必要です。

(1) 食堂の運営では、申請時に飲食店の経営実績が１年以上ある者。
弁当等の販売では、申請時に弁当販売実績が１年以上ある者。

(2) 過去３年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがない者で、同法を遵守する管理体制を執れる者。

(3) 法人では、法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に未納がない者。
個人では、所得税、個人都道府県民税、消費税及び地方消費税に未納がない者。

(4) 静岡県内または東京都、神奈川県、愛知県に支社、支店、営業所、事務所のいずれかがあること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という。）第２条第２号に該当する団体

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(6) その他、本事業の事業者として不適当と認められる事業者でないこと。

５　応募条件

(1)　営業開始日、営業形態、営業時間

ア　営業開始日は、令和９年４月１日（木）以降を予定（営業開始日は別途協議に応じます。）

イ　食堂をどのような形態で運営するか、①～④の中から選択して提案してください。

①　食堂の運営

②　食堂の運営と併せて弁当・パン等の販売

③　喫茶の運営（軽食を提供）

④　弁当等の販売

ウ　食堂を運営する場合、開庁日は営業することを原則とします。（※ゴールデンウィークやお盆など、職員の出勤数が少なくなる時期の営業については、応相談とします。）

エ　営業時間は、８時 30 分から 17 時 00 分の間で提案してください。なお、職員の昼休みは 12 時～13 時です。11 時 30 分から 13 時 30 分の間は、必ず食堂の運営を行うようにしてください。

土曜日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）は原則営業できません。

(2)　委託契約の締結

一般財団法人静岡県職員互助会（以下「互助会」という）が静岡県（以下「県」という）から庁舎の一部を借り受け、互助会と受託事業者（以下「事業者」という）の間で業務委託契約を締結します。

(3)　委託期間

委託期間は３年間（令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで）とします。

(4)　委託料

委託料として、月額 19,700 円（税込み）、年額 236,400 円（税込み）を互助会から支払います。ただし、消費税率の変更その他これに準ずる事由により消費税額が変動した場合には、双方は必要に応じて協議のうえ、委託料の見直しについて協議を行うことができるものとします。

(5)　庁舎等の使用、厨房備品等の貸付及び使用料等

業務にあたり、食堂施設及び厨房備品等（別紙１、別紙２）を無料で使用することができます。

なお、貸付備品を使わないで、自社の備品を持ち込むこともできます。

(6)　経費の負担

経費については基本的に事業者負担としますが、食堂運営に要する経費については、原則として別表１の区分により負担するものとします。（※「２消耗品及び室内装飾品費」については、内容により互助会が一部負担することも検討します。）

経費負担区分　（別表１）

経　　費		互助会の負担	事業者の負担
1　光熱水費			○
2　消耗品及び室内装飾品費 （食器類やトレー、テーブルクロスなどの更新、事務室で使用するプリンターやラミネーターの購入、厨房で使用する消毒液や洗剤など）		△※	○
3　施設等の設置費		○	
4　施設等の更新及び修繕費	事業者の故意又は過失によるもの及び軽微なもの		○
	上記以外のもの	○	
5　施設等の保守点検費	日常的なもの		○
	日常的なものを除く	○	
6　厨房内、食堂内清掃費	日常的なもの		○
	グリストラップ清掃（年２回）	○	
	日常的なものを除く(ホールワックスがけ、ゴミ処理、ダクトフィルター清掃、害虫駆除等)		○
7　その他業務上必要な経費			○

(7) 使用上の制限

【食堂及び喫茶の運営】

ア　事業者は施設を使用するにあたり、常に良好な状態で使用するとともに委託期間中、委託目的以外の用途に使用することはできません。

イ　事業者の責任により、使用物件の全部又は一部に損害を与えた場合は、事業者は県及び互助会に対しその損害に相当する金額を賠償するものとします。

ウ　事業者は、施設の現状を変更しようとする場合は、事前に県及び互助会と協議する必要があります。

エ　事業者は、委託期間が満了したとき、または委託契約を取り消したときは、自己の責任　において県及び互助会の指定する期日までに施設を現状に回復する必要があります。ただし、委託期間を更新する場合は、施設を現状に回復する必要はありません。

オ　事業者は、施設を第三者に使用させることはできません。

【弁当等の販売】

カ　弁当等は、食堂の場所を活用して、弁当などの食事を提供するものとする。各店舗等であらかじめ製造されたものを基本としますが、食堂の運営事業者の応募がない場合は、別途県及び互助会と協議の上、食堂での調理や盛り付けを行えるものとします。

(8)　事故等の処理

事業者は、使用期間中に発生した食中毒、異物混入等の事故については、事業者の責任において処理してください。

(9)　提供メニュー及び価格

提供メニュー及び価格は、今回のプロポーザルにおいて提案していただきます。

提供メニューは、米飯類や麺類、喫茶メニューなど想定する１週間のメニューについて写真等を用いて自由に提案してください（審査において試食を行うことはありません。）

価格については制限は設けません。

なお、次の条件を満たす提案をしてください。

①年齢、性別等、様々な客層に配慮した提案をすること。

②現在の食数よりも向上するような提案をすること。

③弁当等の販売の場合は、少なくとも１種類は日替わり、週替わりメニューを加えること。

(10) その他

この募集要項に定めのない事項については、必要に応じて県及び互助会と協議するものとします。

６　募集要項の配布

令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 12 月３日（木）までの平日

午前９時から午後５時まで

配布場所　一般財団法人静岡県職員互助会

（静岡県総務部職員厚生課：静岡県庁東館３階）

静岡県沼津財務事務所総務課（静岡県東部総合庁舎５階）

静岡県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002303/1040984/1064979/1086813.html

７　申請書受付期間

令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 12 月 11 日（金）まで（必着）

持参の場合は午前９時 00 分から午後５時 00 分まで

８　提出先

〒420-8601　静岡市葵区追手町９－６

一般財団法人静岡県職員互助会

（静岡県総務部職員厚生課）

電話　054-221-2023　FAX　054-221-3142

応募書類は持参又は書留郵便でお願いします。

９　提出書類、提出部数

(1)　提出書類

ア　静岡県東部総合庁舎食堂事業者及び弁当等販売事業者委託申込書（様式１）

イ　食品衛生営業許可書の写し（県内で営業しているいずれか１店舗のもの）

ウ　貸借対照表及び損益計算書の写し（直前２か年分）

エ　納税証明書（直近１年分）

①　法人にあっては、法人税、法人都道府県民税及び法人事業税の納税証明書

②　個人にあっては、申告所得税、個人都道府県民税の納税証明書

③　消費税及び地方消費税の納税証明書

オ　調査票（様式２）

カ　役員名簿（様式３）

キ　会社案内、パンフレット等

※今回、静岡県東部総合庁舎のほか、県庁本館・東館、静岡・浜松の総合庁舎の食堂事業者等についても募集を行っています。複数の食堂に申込む場合、エの納税証明書（直近１年分）は１カ所分のみ原本とし、他所は写しで対応可能とします。

(2)　提出部数　　正本１部、副本５部

10　応募に要する経費

応募に要する経費は応募者の負担となります。

11　事業者の決定

(1)　第１次審査（書類選考）

応募多数の場合は、必要に応じて書類選考を行います。

(2)　第２次審査（プロポーザル審査）※日時と場所の詳細は、改めてお知らせします。

第１次審査を通過した応募者には、「申請書類」による概要説明をしていただき、それに基づき審査します。

ア　日時　令和８年 12 月 21 日（月）を予定しています。

イ　場所　静岡県庁東部総合庁舎会議室（予定）

(3)　事業者の決定

令和８年 12 月下旬を予定しています。

※応募者が１者であった場合は、別紙選定基準に記載の各項目について応募書類に基づき審査・採点を行う。

12　その他

(1)　その他の詳細は、事業者と協議の上決定します。

13　問い合わせ先

一般財団法人静岡県職員互助会
（静岡県総務部職員厚生課）
TEL　　054-221-2023
E-mail　syokuinkousei@pref.shizuoka.lg.jp